

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「論語と算盤」の社是の下、事業活動を通じて社会的責任を果たすことで、株主・投資家をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーからの信頼を高めるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、迅速性・効率性・透明性の高い、適法な経営を目指しております。

このため、経営戦略決定機能と業務執行機能の分離を基本に、それぞれの職務執行を取締役会及び監査役が的確に監督・監査する体制を築くこと、併せてすべての取締役、執行役員、監査役及び従業員が高い企業倫理観に基づいたコンプライアンス経営を実践することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コード(2018年6月1日改訂)の各原則をすべて実施しております。

なお、2021年6月11日改訂のコーポレートガバナンス・コードを踏まえた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」は、準備ができ次第、速やかに提出いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

今回(2021年6月29日)、原則1-4(政策保有株式)、3-1(情報開示の充実)の記載を更新しました。

#### 【原則1-4.政策保有株式】

##### (1)保有方針

当社は、営業政策上の必要性がある場合、主に「取引先との信頼関係の維持・強化」の目的で、政策保有株式として、取引先の株式を保有します。主要な政策保有株式については、取締役会が保有によって得られる当社の利益と取得額、株価変動リスク等を総合的に勘案して取得の可否を判断しています。保有株式については、毎年、個別銘柄毎に、株式保有に伴うコストやリスク、営業上の便益等の経済合理性を総合的に勘案のうえ、取締役会にて、保有の必要性を検証し、取引先との信頼関係を確認しながら、段階的に縮減を進め、資本の有効活用を図ります。

##### (2)縮減状況

2020年度に売却しました上場株式の銘柄数は18銘柄(一部売却含む)、売却額は197億円となり、2018年度から2020年度までに縮減した上場株式の銘柄数は35銘柄(一部売却を含む)、売却額は487億円となりました。その結果、上場株式の銘柄数は、2018年3月末時点の187銘柄から、2021年3月末時点では163銘柄へ減少しています。

##### (3)議決権行使

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使については、前述の「政策保有株式の保有方針」を踏まえ、議案の内容を検討し、当社及び取引先の企業価値向上に資するか否かの観点から賛否を総合的に判断し、適切に議決権を行使します。

#### 【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との取引により、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、以下のとおり事前・事後の 절차를整備しています。

当社は、取締役と取引を行う場合は、原則として、法務部又は顧問弁護士がリーガルチェックを実施するとともに、法令及び当社の内規に基づき、取締役会において、取引条件の相当性等につき十分に審議の上、承認の可否を決定し、事後に報告を受け、監視しています。

その他の役員又は主要株主等と取引を行う場合は、必要に応じて、法務部又は顧問弁護士がリーガルチェックを実施するとともに、当社の内規に基づく所定の決裁手続きを通じて取引条件の相当性等を確認しています。

また、関連当事者との取引の内容及び取引条件については、監査役、会計監査人及び監査部が適法性・適正性等を監査するとともに、有価証券報告書等で開示しています。

#### 【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、確定給付企業年金制度を導入しており、企業年金の受益者のために制度の安定的な運営ができるよう、以下のとおり対応しています。

・管理部門担当取締役を委員長とし、財務担当役員・人事担当役員を副委員長とし、財務・人事・経理・企画部署の各部長で構成する年金資産運用委員会を設置しています。

・同委員会では、資産運用実績や財政決算シミュレーション等について審議を行い、年金資産運用に関する基本方針並びに政策的資産構成割合の見直し・改定を実施するとともに、委託先の運用機関による運用状況について適切なモニタリングを行い、毎年、取締役会に報告しています。

#### 【原則3-1.情報開示の充実】

(1)当社は、社是、経営理念、長期ビジョン、中期経営計画を当社コーポレートサイト等で開示しています。

(2)当社は、「論語と算盤」の社是の下、事業活動を通じて社会的責任を果たすことで、株主・投資家をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーからの信頼を高めるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、迅速性・効率性・透明性の高い、適法な経営を目指しております。

このため、経営戦略決定機能と業務執行機能の分離を基本に、それぞれの職務執行を取締役会及び監査役が的確に監督・監査する体制を築くこと、併せてすべての取締役、執行役員、監査役及び従業員が高い企業倫理観に基づいたコンプライアンス経営を実践することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。

(3)当社の取締役の個人別の報酬は、基本報酬である固定月額報酬と、業績連動報酬である賞与、自社株式取得目的報酬で構成されており、

取締役会の決議に基づき、取締役の評価及び報酬の決定を公正かつ透明に行うために設置した、社外取締役が過半数を占め、非業務執行取締役が委員長を務める指名報酬委員会の審議により決定しております。

なお、社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査役については、経営の監督機能を高めるため、固定月額報酬のみ支給することとしております。

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めた役員報酬規程を決議しており、当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等のうち、基本報酬である固定月額報酬は、2019年6月27日開催の第117期定時株主総会決議に基づく月総額90百万円以内(うち社外取締役10百万円以内)を限度としております。

監査役報酬は、1991年6月27日開催の第89期定時株主総会決議に基づく月総額13百万円以内を限度として、監査役会での協議により決定しております。

#### 業績連動報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等のうち、業績連動報酬である賞与は、2020年6月26日開催の第118期定時株主総会決議に基づく年額500百万円以内を限度に、指名報酬委員会において支給の有無、支給額を審議、決定しており、一事業年度の当社グループの事業活動の最終的な成果である連結当期純利益を指標とし、当期の連結経常利益の目標に対する達成度合等も考慮し、当該指標に一定の比率を乗じて算定した基本賞与額に、役位別に定めた指数を乗じ、取締役各人の多面的な評価を加味して算定しております。

また、株主との一層の価値共有や中長期的な企業価値向上を図るため、業績連動報酬である賞与のうち20%相当額は自社株式取得目的報酬として支給し、各取締役は、当該報酬を役員持株会に抛出し、自社株式を取得することとしており、取得した自社株式は在任中及び退任後一定期間継続して保有することとしております。

(4) 当社では、人格、見識、経験、能力等をもとに、取締役会の構成の多様性も重視して、取締役候補者の人選を行っています。

業務執行取締役については、豊富な業務上の専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役を含む非業務執行取締役については、高い見識と出身分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者としています。

また、監査役については、財務・会計に関する適切な知見、法務・コンプライアンスに関する知見、当事業分野に関する豊富な専門的知識と経験、出身分野における豊富な知識と経験を有する人物をバランス良く人選し、監査役会の同意を得た上で候補者としています。

当社では、これらの資質を備えていると認められることを基準として、社外取締役が構成員の過半数を占め、非業務執行取締役が委員長を務める指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において、取締役及び監査役(候補者)の選(解)任を決定することとしています。

(5) 取締役及び監査役(候補者)の選(解)任にあたっては、株主総会招集通知に個々の略歴(重要な兼職の状況を含む)及び選(解)任理由を記載し説明しています。なお、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、本報告書の「1. [取締役関係] 会社との関係(2)及び[監査役関係] 会社との関係(2)」に記載しています。社外取締役及び社外監査役以外の取締役及び監査役については、各人の経歴を踏まえた上で上記(4)の方針に記載した資質を備えていると認められる人物を選任しています。

#### 【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、取締役会決議により定めた重要事項決定の権限に関する内規により、法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要事項を審議、決定しています。その他の業務執行上の重要な意思決定については、原則、社長に委任しています。また同内規により、内容・金額等の重要度に応じて、決裁機関、協議部門、経営陣への委任事項などを定めています。

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の独立性に関する基準を定め、コーポレートサイトに掲載しています。詳細については、下記URLをご参照ください。  
<https://www.shimz.co.jp/company/about/governance/pdf/151224.pdf>

また、取締役会は、人格、見識、経験、能力に優れ、出身分野における豊富な知識と経験を有し、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しています。

#### 【補充原則4-11-1. 取締役会の構成・選任手続】

当社の取締役会は、定款において定員を12名以内と定め、当事業の各分野に精通した業務執行取締役と出身分野における豊富な知識と経験を有する複数の社外取締役を含む非業務執行取締役から構成し、経営環境・経営方針・事業戦略等も踏まえ、当社の経営を担う上で最適な陣容・人員としています。

当社では、人格、見識、経験、能力等をもとに、取締役会の構成の多様性も重視して、取締役候補者の人選を行っています。また、業務執行取締役については、豊富な業務上の専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役を含む非業務執行取締役については、高い見識と出身分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者としています。

当社では、これらの資質を備えていると認められる人物を取締役候補者とする選任案を社長が作成し、社外取締役が構成員の過半数を占め、非業務執行取締役が委員長を務める指名報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しています。

#### 【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の兼任状況】

当社では、取締役候補者・監査役候補者の人選にあたり、上場会社の役員の兼任状況を確認し、当社の取締役・監査役の役割・責務を適切に果たす上で支障がないか確認しています。

また、当社の取締役・監査役の他社(関係会社を除く。)の役員引受についても、当社の取締役・監査役の役割・責務を適切に果たす上で支障がないか事前に確認しています。

当社は、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を事業報告で毎年開示しています。

#### 【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性の評価】

当社の取締役会は、毎年1回、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしています。2020年の評価方法及び評価結果の概要は以下のとおりです。

##### (1) 評価方法

全取締役及び全監査役へのアンケートを実施、第三者(弁護士)による分析を踏まえて、取締役会で全取締役及び全監査役によるディスカッション(自己評価)を実施。

・対象期間:2020年1月から12月(1年間)

・実施日:2021年2月24日、3月9日取締役会

・主な評価項目:取締役会の構成・運営、経営戦略・経営監督機能、企業倫理・リスク管理、経営陣の選解任・評価・報酬の決定プロセス、株主・投資家との対話等

##### (2) 評価結果の概要

結論:当社の取締役会は、取締役会全体の実効性が確保されていると評価しました。

前回(2019年12月)の実効性評価で示された課題への対応状況

課題の解決に向けて下記のとおり着実に取り組み、改善が図られていることを確認しました。引き続き、さらなる改善に努めていきます。

a. グローバル、グループを意識した経営戦略及び経営監督機能の強化

海外組織の一部再編及び国内子会社の一部再編、グローバル、グループのガバナンス体制の強化を実施。

- b. 重要事項を審議する十分な時間の確保に向けた、取締役会付議基準の見直しと取締役会の効率的な運営付議基準の一部見直しと取締役会における簡潔・明瞭な説明を実施。
  - c. 取締役会議案の事前説明の早期化と経営に資する情報提供のさらなる充実  
非業務執行取締役(社外取締役を含む)、監査役への取締役会議案の丁寧な事前説明、その他現場視察、執行部門による事業概要説明等を計画的に実施。
  - d. 取締役会とは別に、会長・社長と非業務執行取締役(社外取締役を含む)あるいは社外監査役が意見交換する機会の増加  
「会長・社長と非業務執行取締役(社外取締役を含む)の意見交換会」、「会長・社長と社外監査役の意見交換会」の開催を定例化。
  - e. IR活動等を通じて得られた株主・投資家からの意見の取締役会へのタイムリーな報告  
IR活動等の概要について取締役会への報告を定例化。
- 今回の実効性評価で示された主な検討課題
- a. 中長期的な経営戦略・経営監督テーマに関する議論の拡充とその方策の検討
  - b. 社外取締役と経営陣(執行役員、事業部門長を含む)とのコミュニケーションのさらなる促進(自由闊達なディスカッションの場の創出)
  - c. 取締役会付議基準の見直し、取締役会と執行側のあるべき役割分担を勘案した権限移譲及び取締役会による経営監督機能の一層の強化
  - d. 取締役会の事前審査・事前説明時に示された意見・提案等の取締役会における情報共有と取締役会のさらなる活性化
  - e. 長年にわたって受け継がれた当社の伝統や特長を生かしたガバナンス向上の取組み

(3) 今後の取組み

当社は、取締役会の実効性評価の結果を踏まえて、PDCAのサイクルを回して改善を図り、取締役会の実効性向上とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目指していきます。

【補充原則4 - 14 - 2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、新任取締役・監査役に対し、適宜、取締役又は監査役の法的な役割・責務等に関する説明を含む研修等を行うこととしています。  
また、社外取締役・社外監査役に対し、適宜、当社の事業内容や現状についての理解を深めるため、関係部署からの説明、事業所視察等の機会を提供することとしています。  
その他、取締役・監査役に対し、研修会又は関係部署からの説明の実施、外部セミナーの紹介・費用負担等、必要な知識の習得や研鑽に努めることができる機会を提供することとしています。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、機関投資家及びアナリストに対する決算説明会、IRミーティング等には、社長をはじめ経営陣幹部が出席し、その他の当社が主催する株主との対話のための取組みにおいても、可能な限り、IR担当の役員等が対応することとしています。

- (1) 当社は、取締役・執行役員の中から、IR担当を選定します。
- (2) 当社では、個人株主対応は総務部、IR対応はコーポレート・コミュニケーション部が担当し、経理部など関係部署と連携し対応します。
- (3) 当社は、個別面談以外の対話の手段として、以下のような取組みを実施します。
  - ・個人株主向け会社施設見学会
  - ・機関投資家及びアナリスト向け決算説明会、IRミーティング、建設現場見学会等
- (4) 当社では、IR担当の役員から、必要に応じて、取締役会に対しIR活動を通じて得られた株主・投資家の意見を報告することとしています。
- (5) 当社では、対話における情報開示にあたっては、インサイダー取引防止規程等に基づき、関連法令を遵守して行うこととしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	69,854,900	9.14
清水地所株式会社	63,431,500	8.30
社会福祉法人清水基金	38,595,000	5.05
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	35,755,500	4.68
一般財団法人住総研	17,420,564	2.28
清水建設持株会	16,773,395	2.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	13,185,400	1.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	12,425,800	1.63
株式会社みずほ銀行	10,697,000	1.40
第一生命保険株式会社	10,564,730	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (1) 上記【大株主の状況】は、2021年3月31日現在の株主名簿によって記載しております。
- (2) 2020年8月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社、ノムラ インターナショナル ピーエルシー、野村アセットマネジメント株式会社が共同保有者として、以下のとおり当社株式を保有している旨を記載しております。  
【氏名又は名称 / 保有株券等の数 / 株券等保有割合】  
野村證券株式会社他2社 / 40,294千株 / 5.06%

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は上場子会社を有していません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岩本 保	他の会社の出身者													
川田 順一	他の会社の出身者													
田村 真由美	他の会社の出身者													
定塚 由美子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」、  
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩本 保		岩本保氏は、当社と工事の請負等の取引がある味の素株式会社において、2017年6月まで代表取締役を務めておりましたが、直近事業年度における同社からの工事代金等の受取額は、当社の同事業年度連結総売上高の0.1%未満であります。	岩本保氏は、長年にわたる、上場企業役員としての会社経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、これらを活かして、客観的・中立的な立場から、当社の経営を監督していただいていることから、社外取締役として適任と判断しております。また、同氏の属性は左記のとおりであることから、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

川田 順一		川田順一氏は、長年にわたり上場企業役員として会社経営に携わり、特に企業グループ経営におけるコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの分野における豊富な経験と高い見識を有しており、これらを活かして、客観的・中立的な立場から、当社の経営を監督していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定するものです。
田村 真由美		田村真由美氏は、長年にわたるグローバル企業における豊富な経営経験と高い見識を有しており、これらを活かして、客観的・中立的な立場から、当社の経営を監督していただいていることから、社外取締役として適任と判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
定塚 由美子		定塚由美子氏は、長年にわたり労働厚生行政に携わった経験・見識、とりわけダイバーシティ、女性活躍、働き方改革、人材開発に関する専門的知識・経験を有しており、これらを活かして、客観的・中立的な立場から、当社の経営を監督していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	4	0	0	その他
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	2	4	0	0	その他

補足説明 **更新**

・取締役、監査役、執行役員の選解任並びに取締役、執行役員の評価及び報酬の決定を公正・透明に行うため、社外取締役が構成員の過半数を占め、非業務執行取締役が委員長を務める指名報酬委員会を設置しています。

・指名報酬委員会の構成(計6名) 2021年6月29日株主総会後  
委員長:清水基昭(非業務執行の社内取締役) 全委員による互選で選出  
委員:社外取締役(4名)岩本保、川田順一、田村真由美、定塚由美子  
社内取締役(1名)井上和幸

・指名報酬委員会の開催状況  
2020年度(2020年4月~2021年3月)は計9回開催し、各回、委員全員が出席しました。(出席率100%)

[主な検討事項]

取締役・監査役候補者の選任案、業務執行取締役の評価・報酬、報酬制度の一部見直し等

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 監査役は、会計監査人の監査計画策定時に監査体制、監査に関する品質管理等について聴取するとともに、四半期決算期末後に監査の結果報告を受けるほか、適宜、会計監査人監査に立ち会う等の連携をとっております。  
 (2) 業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施するため監査部を設置しており、監査役全員が出席する取締役会において承認された監査計画に基づく監査結果を、適宜、取締役会に報告するとともに、監査役及び会計監査人に報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西川 徹矢	その他													
石川 薫	その他													
池永 肇恵	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川 徹矢			西川徹矢氏は、警察庁、防衛省、内閣官房における要職を歴任し、危機管理実務に従事した豊富な経験と卓越した見識並びに弁護士としての専門的知見を有しており、これらを活かして、当社の経営を客観的・中立的な立場から監視していただいていることから、社外監査役として適任と判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
石川 薫		石川薫氏は、当社と工事の請負等の取引のある学校法人川村学園において、理事を務めております。なお、直近事業年度における同法人からの工事代金等の受取額は、当社の同事業年度連結総売上高の0.1%未満であります。また、1999年6月まで当社の業務執行者であった者の親族であります。	石川薫氏は、外交の分野で指導的な役割を果たし、外交官としての豊富な経験・見識と国際情勢・SDGsに関する専門的知見を有しており、これらを活かして、グローバルな視点で当社の経営を客観的・中立的な立場から監視していただいていることから、社外監査役として適任と判断しております。また、同氏の属性は左記のとおりであることから、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

池永 肇恵		池永肇恵氏は、長年にわたり行政に携わり、経済情勢や政策課題の分析、滋賀県副知事としての地方自治体の運営、社会全体のダイバーシティ推進等の各分野で活躍され、経済・経営分野の学識と幅広い経験・見識を有しており、これらを活かして、客観的・中立的な立場から、当社の経営を監視していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員に指定するものです。
-------	--	--

## 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	7名
--	----

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

### 該当項目に関する補足説明

当該内容については、本報告書の「1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

### 該当項目に関する補足説明 更新

- (1) 直前事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりです。
- |               |     |        |
|---------------|-----|--------|
| 取締役(社外取締役を除く) | 11名 | 819百万円 |
| 監査役(社外監査役を除く) | 3名  | 64百万円  |
| 社外役員          | 6名  | 103百万円 |
- (2) 直前事業年度において、報酬等の総額が1億円以上の取締役は以下の4名でありました。
- |       |                              |                      |
|-------|------------------------------|----------------------|
| 宮本 洋一 | 総額137百万円(月額報酬100百万円、賞与36百万円) | 賞与のうち自社株式取得目的報酬は7百万円 |
| 井上 和幸 | 総額156百万円(月額報酬116百万円、賞与40百万円) | 賞与のうち自社株式取得目的報酬は8百万円 |
| 今木 繁行 | 総額109百万円(月額報酬78百万円、賞与31百万円)  | 賞与のうち自社株式取得目的報酬は6百万円 |
| 山地 徹  | 総額100百万円(月額報酬74百万円、賞与26百万円)  | 賞与のうち自社株式取得目的報酬は5百万円 |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span>	あり
--	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬は、基本報酬である固定月額報酬と、業績連動報酬である賞与、自社株式取得目的報酬で構成されており、取締役会の決議に基づき、取締役の評価及び報酬の決定を公正かつ透明に行うために設置した、社外取締役が過半数を占め、非業務執行取締役が委員長を務める指名報酬委員会の審議により決定しております。

なお、社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査役については、経営の監督機能を高めるため、固定月額報酬のみ支給することとしております。



当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めた役員報酬規程を決議しており、当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等のうち、基本報酬である固定月額報酬は、2019年6月27日開催の第117期定時株主総会決議に基づく月額総額90万円以内（うち社外取締役10万円以内）を限度としております。

監査役報酬は、1991年6月27日開催の第89期定時株主総会決議に基づく月額総額13万円以内を限度として、監査役会での協議により決定しております。

#### 業績連動報酬に関する方針

当社の取締役の報酬等のうち、業績連動報酬である賞与は、2020年6月26日開催の第118期定時株主総会決議に基づく年額500万円以内を限度に、指名報酬委員会において支給の有無、支給額を審議、決定しており、一事業年度の当社グループの事業活動の最終的な成果である連結当期純利益を指標とし、当期の連結経常利益の目標に対する達成度合等も考慮し、当該指標に一定の比率を乗じて算定した基本賞与額に、役位別に定めた指数を乗じ、取締役各人の多面的な評価を加味して算定しております。

また、株主との一層の価値共有や中長期的な企業価値向上を図るため、業績連動報酬である賞与のうち20%相当額は自社株式取得目的報酬として支給し、各取締役は、当該報酬を役員持株会に拠出し、自社株式を取得することとしており、取得した自社株式は在任中及び退任後一定期間継続して保有することとしております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役を含む非業務執行取締役の職務執行にあたり、経営監督に資する情報等については本社管理部門が中心となり、適時提供する体制をとっております。

監査役を補助する使用人の専任組織として、監査役室を設置し、必要な人材を確保することにより、監査役監査において社外監査役をサポートする体制をとっております。

取締役会の開催にあたっては、社外取締役及び社外監査役に対して、資料を事前に配布し、取締役会事務局等により事前説明を行っております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社には現在、代表取締役社長等を退任し、相談役または顧問に就任している者はありません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) ガバナンス機構に関する現状の体制

・経営戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確にし、効率的な運営を行うため、取締役の少数化と執行役員制度を導入しており、取締役及び執行役員の任期は1年であります。

・取締役、監査役、執行役員の選解任並びに取締役、執行役員の評価及び報酬の決定を公正・透明に行うため、社外取締役が構成員の過半数を占め、非業務執行取締役が委員長を務める指名報酬委員会を設置しております。

・取締役会は、代表取締役会長が議長を務め、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要事項を審議・決定し、業務執行の監督を行っております。2020年度は15回の取締役会が開催され、各取締役の出席状況は第119期定時株主総会招集ご通知の第2号議案「取締役12名選任の件」に記載のとおりです。

・取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、取締役総数の3分の1以上について、社外取締役を選任しております。

・社外取締役を含む非業務執行取締役及び社外監査役は、それぞれの経歴に基づく豊富な経験と高い見識から、経営を監視・監督するとともに、必要な助言を適宜行っております。

### (2) 業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセス

・取締役会における経営上の意思決定内容等を、毎月開催する執行役員会議及び事業部門長会議において、指示・伝達するとともに、その業務執行の進捗状況を確認しております。加えて、業務執行に関わる重要事項の決裁、戦略決定などを効率的に行うため各種会議体を設置しております。

・社外取締役を含む非業務執行取締役の職務執行にあたり、経営監督に資する情報等について、本社管理部門が中心となり適時提供する体制を整えております(事業所・現場の視察等を含む)。

・新任の社外取締役に対して、会社の概況、事業内容等について関係部門によるガイダンスを行っております。

・取締役会の開催にあたっては、社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査役に対して、取締役会事務局等による事前説明を行っております。

・会長及び社長と社外取締役を含む非業務執行取締役は、定期的に意見交換を行っております。また、社外監査役とも同様に意見交換を行っております。

・社外取締役及び社外監査役による「社外役員連絡会」、社外取締役と全監査役による「社外取締役・監査役連絡会」を定期的で開催し、意見交換を行っております。

・会社法及び金融商品取引法の会計監査について、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、公正な監査を受けております。

・業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施するため監査部を設置しており、取締役会において承認された監査計画に基づく監査結果を、適宜、取締役、監査役、会計監査人及び経理部等の内部統制部門に報告しております。

(3) 監査役監査を支える人材・体制の確保状況

- ・監査役が法令に定める権限を行使し、効率的な監査ができるよう、監査役を補助する使用人の専任組織として、「監査役室(常勤使用人)」を設け、室員は、法務・経理等の経験・知見のある者とし、監査役の直接指揮により、監査上必要な情報の収集の権限を持って、業務を行います。また、室員の人事異動等については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。
- ・監査役は、重要な会議への出席、役員・従業員からの十分かつ遅滞ない情報提供等により、経営監視の実効性を高めております。
- ・監査役の機能強化に係るその他の取組み状況については、【監査役関係】欄に記載しております。

(4) 責任限定契約の内容について

- ・当社は、会社法第427条第1項、定款第26条及び同第33条の規定に基づき、社外取締役及び監査役の全員と、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を採用しており、取締役の少人数化及び執行役員制度の導入により経営戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確にし、取締役会の活性化を実現するとともに、独立性の高い、社外取締役を含む非業務執行取締役及び社外監査役を選任すること等により、経営を客観的・中立的な立場から監視・監督する体制が整っていると考えており、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知を早期発送しております。 なお、2021年6月29日に開催しました第119期定時株主総会の招集通知は、2021年6月1日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	2014年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2014年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成し、東京証券取引所に提出するとともに、当社コーポレートサイトに掲載しております。
その他	早期情報開示の観点から、株主総会招集通知を発送日に先立って、東京証券取引所に提出するとともに、当社コーポレートサイトに掲載しております。 株主総会議案の決議結果について、賛否の票数も含めて当社コーポレートサイトに掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトに掲載しております。 詳細については、下記URLをご参照ください。 <a href="https://www.shimz.co.jp/company/ir/management/disclosure/">https://www.shimz.co.jp/company/ir/management/disclosure/</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト及び機関投資家を対象とした決算説明会を、経営幹部出席のもと年4回開催しております。年度末、第2四半期末には社長も出席しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国、シンガポール等の機関投資家を対象に、個別にIRミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトに「株主・投資家情報」を開設し、決算情報等を掲載しております。詳細については、下記URLをご参照ください。 <a href="https://www.shimz.co.jp/company/ir/">https://www.shimz.co.jp/company/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務はコーポレート・コミュニケーション部が担当しております。	
その他	証券アナリスト及び機関投資家を対象とした建設現場見学会、及び経営幹部による経営トピックに関する説明会等を、年数回開催しております。 株主の皆様により一層当社への理解を深めていただくことを目的として、株主優待制度を継続的に実施しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「論語と算盤」を社是としています。また、その精神に則って制定した「企業倫理行動規範」において、「人を大切にする企業の実現」、「社会の要請に応えた事業活動の推進」、「社会との共生」、「協力会社とのパートナーシップの保持」等、各ステークホルダーの立場の尊重について明文化しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>環境ビジョン「SHIMZ Beyond Zero 2050」に基づき、シミズグループが目指す持続可能な社会を「脱炭素社会」「資源循環社会」「自然共生社会」とし、自社活動が環境に与える負の影響をゼロにするだけでなく、お客様や社会にプラスの環境価値を提供することを目指した環境活動を推進しております。</p> <p>コンプライアンスの徹底、品質と安全の確保を大前提に、お客様や社会にとって価値のある建造物を提供しております。また、技能労働者の教育・訓練施設「清水匠技塾」や公開講座「シミズ・オープン・アカデミー」などを通じて、将来の日本のものづくりを担う人材育成にも努めております。</p> <p>具体的な取組みについては、下記URLをご参照ください。  <a href="https://www.shimz.co.jp/company/csr/">https://www.shimz.co.jp/company/csr/</a></p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、情報開示に対する基本的な考え方として、「企業倫理行動規範」で、「積極的かつ公正に企業情報を開示することにより、開かれた企業として社会の信頼を得るとともに、内部情報管理に関する社内規程等を順守し、インサイダー取引を行わない」と宣言しております。</p>
<p>その他</p>	<p>&lt;「ダイバーシティ推進」・「働き方改革」の取組みについて&gt;</p> <p>当社は、従業員一人ひとりがいきいきと活躍できる職場環境の実現と、企業価値の向上に向けて、以下のとおり様々な取組みを進めています。</p> <p>(1)ダイバーシティ推進</p> <p>経営環境の変化に柔軟に対応し、企業価値を向上するためには、ダイバーシティを推進し、一人ひとりの多様な個性や能力を最大限活かすことが不可欠であるとの認識から、様々な取組みを進めています。</p> <p>特に女性活躍推進については、女性管理職数等についての目標値をKPIとして掲げ、計画的にその増加に努めています。女性管理職の目標値は、2023年度までに2018年度比50%増としましたが、2年前倒しで達成、さらに2021年4月には、当社初の女性執行役員が誕生しました。ダイバーシティフォーラムやイクボス(インクルーシブリーダー)研修、障がい有する社員のさらなる活躍を推進するチャレンジフォーラムなどを全社規模で開催するとともに、女性、外国籍、障がい者同士のネットワーク構築・情報共有を目的としたランチミーティングや研修等も実施しています。</p> <p>こうしたダイバーシティ推進の取組みが評価され、当社は2017年3月に経済産業省が主催する2016年度「新・ダイバーシティ経営企業100選」と、経済産業省と東京証券取引所が共催する2016年度「なでしこ銘柄」に選定されました。さらに、2018年12月には厚生労働大臣による「えるぼし」の二段階目の認定を受けました。その他、ダイバーシティに関する取組みについては、下記URLをご参照ください。</p> <p><a href="https://www.shimz.co.jp/company/about/diversity/">https://www.shimz.co.jp/company/about/diversity/</a></p> <p>(2)働き方改革</p> <p>働き方改革を進めるにあたり、特に総労働時間の削減については、従業員の健康確保はもとより、当社が魅力ある企業であり続けるために重要な経営上の課題であるとの認識から、時間外・休日労働時間の全社目標値を設定し、経営トップによる継続的なメッセージの発信や一人ひとりが自身の働き方について考えることを目的とした「働き方改革WEEK」の開催などに取組んでいます。</p> <p>とりわけ作業所の週休二日の実現については、建設業界全体の課題として、(一社)日本建設業連合会に「週休二日推進本部」が設置され、当社は業界のリーディングカンパニーとして、週休二日の実現に向けた取組みを積極的に推進しています。</p> <p>さらに、職場の状況を踏まえつつ、一人ひとりが自分に合った働き方を選択できる環境を整備することで、効率的な時間の使い方を推進する観点から、働き方の柔軟化も進めており、時間単位で取得可能な年次休暇制度や、育児・介護・傷病治療を理由としたフレックス勤務制度、理由を問わず利用可能な在宅勤務制度などを導入しています。</p> <p>その他、毎年実施するエンゲージメントサーベイ(働きがい意識調査)に基づき、従業員の働きがいを可視化する「働きがい」指標を策定し、その指標を中期経営計画のKPIに掲げています。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム整備の基本方針」を取締役会で決議しております。

#### 1. コンプライアンス体制

- (1) 役員・従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業倫理行動規範」を制定し、法令順守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組んでおります。
- (2) 役員・従業員による「企業倫理行動規範」の徹底と実践的運用を行うため、教育・研修を実施するとともに、企業倫理担当役員の任命、企業倫理委員会・企業倫理室・企業倫理相談室の設置、内部通報制度の確立など、社内体制を整備しております。
- (3) 建設業法の順守を更に徹底するため、取引業者との契約及び支払の適正化のための施策の展開と徹底並びに施工体制台帳の整備体制の確立のための社内体制を整備しております。
- (4) 独占禁止法違反行為を断固排除するため、独占禁止法順守プログラムを適宜見直すとともに、営業担当者の定期的な人事異動、教育・研修の徹底、社内チェックシステム・社外弁護士事務所への通報制度の確立、行動規準の策定、違反者への厳格な社内処分の実施など、社内体制を整備し徹底しております。
- (5) 反社会的勢力・団体との関係を根絶するため、企業倫理行動規範に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、教育・研修の実施、不当要求防止責任者の選任、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との契約に暴力団等の関係排除条項明記など、実践的運用のための社内体制を整備し徹底しております。
- (6) 国内外における贈賄防止を更に徹底するため、「企業倫理行動規範」に贈賄行為の禁止を明記するとともに、「贈賄防止規程」を制定し、実施体制の確立、教育・研修、違反者への厳格な処分の実施など、社内体制を整備しております。

#### 2. 内部監査体制

内部統制・牽制機能として監査部を設置し、取締役会において承認された監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告するとともに監査役に報告しております。

#### 3. リスク管理体制

- (1) 総合的なリスク管理に関する規程を定め、当社及び子会社から成る企業集団に重大な影響を及ぼすリスク全般の管理及びリスク発生時の対応を的確に行える体制を整備しております。
- (2) 品質、安全、環境、災害、情報、事業損失等、機能別の諸種のリスクについては、その機能に応じて対応する部門・部署あるいは委員会等を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備しております。

#### 4. 効率的な業務執行の体制

- (1) 戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確にし、効率的な運営を行うため、取締役の少数化と執行役員制度を導入しております。
- (2) 取締役会の審議を更に活性化し、経営監督機能を強化するため、社外取締役を選任しております。
- (3) 業務執行に関わる重要事項の決裁、戦略決定などを効率的に行うため各種会議体を設置し、取締役会が定めた取締役会規程付表「重要事項の権限一覧表」に基づき審議、決定し、実施しております。
- (4) 取締役、執行役員に関する選解任、評価、報酬の決定を公正・透明に行うため、社外取締役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会を設置しています。
- (5) 執行役員は、取締役会において定めた組織、業務分掌、職務権限に関する規程に基づいて業務を執行しております。

#### 5. 業務執行に関する情報の保存及び管理

文書規程及び情報セキュリティポリシーを定め、取締役会議事録、稟議書類、各種契約書類その他の業務執行状況を示す主要な情報を適切に保存・管理するとともに、電子情報を安全かつ有効に活用するための社内体制を整備しております。

#### 6. 企業集団における業務適正化の体制

- (1) 当社と子会社間で情報共有等を行う会議を定期的開催するとともに、「子会社マネジメント規程」の定めにより、子会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、管理を行っております。
- (2) 当社の監査部による内部監査を実施するとともに、監査役の派遣等を通じて、適宜、子会社の適正な業務執行を監視しております。
- (3) 子会社は、業務の適正を確保するため、事業の特性に応じて社内規程を整備し、内部通報制度の確立など、社内体制を整備しております。
- (4) 財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用しております。

#### 7. 監査役の監査体制に関する事項

- (1) 監査役が法令に定める権限を行使し、効率的な監査ができるよう、監査役を補助する使用人の専任組織として「監査役室(常勤使用人)」を設けております。
- (2) 監査役室員は監査役の直接指揮により、監査上必要な情報の収集の権限を持って、業務を行っております。また、監査役室員の人事異動等については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。

#### 8. 業務執行に関する監査役への報告体制

- (1) 役員及び従業員は、監査役に対して、当社あるいは子会社に関し、法定の事項に加え、著しい信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は、遅滞なく報告しております。また、当社の監査部が行う内部監査の結果や内部通報制度による通報の状況についても報告しております。
- (2) 当社及び子会社の役員及び従業員が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

#### 9. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求に基づき、当社にて速やかに処理しております。

#### 10. 監査役重要会議への出席権の確保

監査役による業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役と監査役は、定期的に経営情報を共有する機会を持つとともに、「社長室会議」「事業部門長会議」など重要な会議に、監査役会の指名した監査役が出席しております。

#### 11. 監査役による計算書類等の監査に関する事項

- (1) 監査役は、会計監査人の監査の方法・結果の相当性を判断し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の年次監査

計画について事前に確認し、逐次、監査結果の報告を受けております。  
(2) 監査役と会計監査人が相互に連携を保ち、効率的な監査のできる体制を確保しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前述の1「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」1.(5)に含めて記載しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】  
 当社のコーポレート・ガバナンス体制（内部統制システムの概要、適時開示体制を含む）

